

やうに書候と云々、此にげなど、申事を陣にきらふやうなる事をみやうせんとはをも云成、

〔源順馬名合〕一番左 山葉緋ヤマノハノアケ 右 木下鹿毛コノシタカケ 二番左 海河

原毛アマノカハラケ 右 比佐加多の月鹿毛ヒサカタノツキケ 三番左 葦原鶴駁アシハラツルフチ 右 何葉葦毛ナニハ乃アシケ 四番左 安佐千不之虎毛アサチフ乃トラ

ケ 右 白糸之栗毛シライトノクリケ 五番左 烏玉黒ムハタマノクロ 右 緑乃青見

トリ乃アチ 六番左 神人之懸木綿鹿毛カミヒトノカケツルユフカケ 右 相坂木綿付

鳥毛アフサカノユフツケトリノケ 七番左 梅花粧毛ムメ乃ハナノカスケ 右 久留志

木蠟毛クルシキニ、ケ 八番左 海乃積磯菜草アマノツムイソナクサ 右 天奈留鶴鹿

毛アメナルヒハリケ 九番左 無底井淵ソコヒナキフチ 右 海乃多久奈者返留淵アマ

乃タクナハノクリケ 十番左 和多都美乃腹白和タツ見ノハラシロ 右 千者也不留神

黒チハヤフルノカミクロ

○按ズルニ、右引ク所ノ源順馬名合ノ歌ハ之ヲ省略セリ、

〔吾妻鏡 十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餞物、行政、仲業、家光等奉、

行之、其上有別祿馬十二疋云云、

自幕下引給御馬

一疋おほくりげ 一疋つきげ 一疋くりげこびたい

一疋さ、つきのひばりげ 一疋あくりくろ 一疋こかげ

一疋くろぶち 一疋くろ 一疋まらくりげ

一疋をほあしげ 一疋くりげきめびたい 一疋かげ

參河守被引馬